

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(令和元年条例第一号)の一部改正【第七条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章～第八章 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者</u>が受けることをいう。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 多機能型事業所 第六条に規定する指定児童発達支援の事業_____、第七十九条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第九十一条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第九十九条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第六十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十九条・第七十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第七十二条—第七十八条）</p> <p>第四章～第八章 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が受けることをいう。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 多機能型事業所 第六条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十八条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十九条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第九十一条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第九十九条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並び</p>

改正後	改正前
<p>びに青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十五号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百五十四条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百六十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百七十四条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第百八十七条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の基準）</p> <p>第三条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者</u>の一般原則）</p> <p>第四条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければ</p>	<p>に青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十五号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百五十四条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百六十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百七十四条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第百八十七条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の基準）</p> <p>第三条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</u></p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者等</u>の一般原則）</p> <p>第四条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（暴力団員の排除）</p> <p>第五条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> 及び従業者は、青森市暴力団排除条例（平成二十三年青森市条例第三十三号）第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。</p> <p>第六条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の</p>	<p>ならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（暴力団員の排除）</p> <p>第五条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及び従業者は、青森市暴力団排除条例（平成二十三年青森市条例第三十三号）第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。</p> <p>第六条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練</p>

改正後	改正前
<p><u>障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>_____を行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>3 前項</u>の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p><u>4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>一 <u>言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上</u></p> <p>二 <u>機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数</u></p> <p>三 <u>看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p><u>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発</u></p>

改正後	改正前
<p>5 <u>前項</u>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第三号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号イ_____及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>7 <u>第一項（第一号及び第二号を除く。）</u>、<u>第二項及び第四項</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8 <u>第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>9 <u>前二項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を</p>	<p><u>達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>一 看護職員 一以上</u></p> <p><u>二 機能訓練担当職員 一以上</u></p> <p>6 <u>第三項</u>の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第三号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号イ、<u>第四項第一号</u>及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 <u>第一項から第五項まで（第一項第一号及び第二号を除く。）</u>に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>9 <u>前項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を</p>

改正後	改正前
<p>交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第九条 第七条第一項第一号及び前条第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>発達支援室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>は、<u>支援に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第十二条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<u>発達支援室</u>、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。_____）、医務室、相談室、調理室、<u>便所</u>、<u>静養室</u>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。_____</p>	<p>交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第九条 第七条第一項第一号及び前条第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>指導訓練室</u>のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>は、<u>訓練に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第十二条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<u>指導訓練室</u>、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）、医務室、相談室、調理室<u>及び便所</u>_____並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。<u>ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項</u>に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>一 <u>発達支援室</u> 次に掲げる基準 イ・ロ [略]</p> <p>二 [略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>4 第一項及び<u>第二項</u>に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第二項に掲げる設備を除き</u>、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第十三条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（<u>児童発達支援センターであるものを除く。</u>）にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したとき</p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>2 前項</u>に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。<u>ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>一 <u>指導訓練室</u> 次に掲げる基準 イ・ロ [略]</p> <p>二 [略]</p> <p><u>3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。</u></p> <p>4 第一項及び<u>前項</u>に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は _____、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第十三条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 _____ にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したとき</p>

改正後	改正前
<p>は、通所給付決定保護者から、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>一 <u>次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p>二 <u>治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>3～6 [略]</p> <p>（通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第二十六条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を通所給付決定市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</p> <p>第二十七条 指定児童発達支援事業者は、法定</p>	<p>は、通所給付決定保護者から、<u>当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第二十六条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を通所給付決定市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</p> <p>第二十七条 指定児童発達支援事業者は、法定</p>

改正後	改正前
<p>代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費の支給</u>を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び<u>肢体不自由児通所医療費の額</u>を通知しなければならない。</p>	<p>代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の<u>支給</u> _____を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の<u>額</u> _____を通知しなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p>	<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p>
<p>第二十八条 [略]</p>	<p>第二十八条 [略]</p>
<p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>3 [略]</p>	<p><u>2 [略]</u></p>
<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>5 [略]</p>	<p><u>3 [略]</u></p>
<p><u>6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p>	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価 _____ を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価 _____ を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>一から七まで [略]</p> <p><u>7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>第二十八条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）</u></p> <p><u>第二十八条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。</u></p> <p>（児童発達支援計画の作成等）</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）<u>を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健や</u></p>	<p>一から七まで [略]</p> <p><u>5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容を</u></p> <p>_____インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>（児童発達支援計画の作成等）</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）<u>を行い、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>かに育成されるよう</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援</u>の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</u>に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者<u>及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付</u>しなければならない。</p>	<p>_____障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、<u>指定児童発達支援の</u>_____</p> <p>_____具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児_____</p> <p>_____に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に<u>交付</u>_____しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>8～10 [略]</p> <p>(児童発達支援管理責任者の業務)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</p> <p>(支援)</p> <p>第三十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する通所給付決定市町村への通知)</p> <p>第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞な</p>	<p>8～10 [略]</p> <p>(児童発達支援管理責任者の業務)</p> <p>第三十条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(指導、訓練等)</p> <p>第三十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。</p> <p>(通所給付決定保護者に関する通所給付決定市町村への通知)</p> <p>第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞な</p>

改正後	改正前
<p>く、意見を付してその旨を通所給付決定市町村に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十一条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第四十二条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第四十四条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第五十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>く、意見を付してその旨を通所給付決定市町村に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十一条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第四十二条の二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(協力医療機関)</p> <p>第四十四条 指定児童発達支援事業者_____は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第五十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(設備)</p> <p>第六十二条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第三章 削除</p> <p>第六十八条～第七十八条 削除</p> <p>第七十九条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第八十二条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第八十八条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>(設備)</p> <p>第六十二条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第六十八条～第七十八条</p> <p>第七十九条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第八十二条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第八十八条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>援」とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第六項</p> <hr/> <p>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」</p> <hr/> <p>と、第八十条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第九十二条第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第百条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第百六条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）</p>	<p>とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十九条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第九十二条第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第百条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第百六条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）</p>

改正後	改正前
<p>は、第十三条_____及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十三条_____及び第八十三条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は_____指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業_____又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十三条_____及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十三条_____及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第七十条 指定障害児通所支援事業者 及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定</p>	<p>は、第十三条、第七十二条及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十三条、第七十二条及び第八十三条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十三条、第七十二条及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十三条、第七十二条及び第八十三条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第七十条 指定障害児通所支援事業者等及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定</p>

改正後	改正前
<p>されるもの（第十五条第一項（第六十条、第六十四条_____、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）、第十九条（第六十条、第六十四条_____、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者 及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>されるもの（第十五条第一項（第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）、第十九条（第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等 及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>